

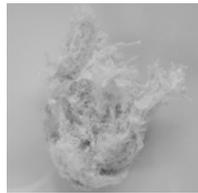
# アスベストの対策について

昭和40～50年代にかけて大量のアスベストが輸入され、建築物や工作物に使用されてきました。今後、これらの老朽化とともに解体・改修工事の増加が予測され、解体時のアスベストの飛散防止対策や廃棄物の適正処理が求められます。また、既存施設でのアスベスト使用有無の把握・除去も重要です。

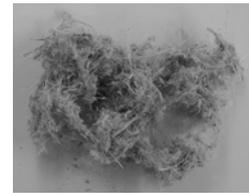
## 1 アスベストとは

アスベストは、石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物です。労働安全衛生法施行令等では、次の6種類が定義されています。平成18年9月から、全面的に輸入・製造・使用等が禁止となっています。

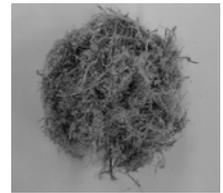
- クリソタイル（白石綿）
- アモサイト（茶石綿）
- クロシドライト（青石綿）
- トレモライト
- アクチノライト
- アンソフィライト



クリソタイル  
もっとも最近まで使われていた  
平成16年に原則禁止



アモサイト  
人体への有害性が高い  
平成7年に禁止



クロシドライト  
人体への有害性が高い  
平成7年に禁止

[写真：(財)広島県環境保健協会]

アスベスト関連法令による製品の分類は右図のとおりです。(主な関連法令)

- ① 労働安全衛生法
- ② 石綿障害予防規則
- ③ 大気汚染防止法
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(廃棄物処理法)
- ⑤ 建築基準法
- ⑥ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
(建設リサイクル法)
- ⑦ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律  
(PRTR法)

	石綿障害 予防規則	大気汚染 防止法	廃棄物 処理法	建築 基準法
吹付け石綿	作業 レベル1	特定 建築材料	廃石綿等	規制対象 建築材料
石綿含有吹付けロックウール				
石綿含有吹付けパーミキュライト	作業 レベル1	特定 建築材料	廃石綿等	—
石綿含有吹付けパーライト				
石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	作業 レベル2	特定 建築材料	廃石綿等	—
その他の石綿含有建材 (成形板等)	作業 レベル3	—	石綿含有 産業廃棄物	—

建設業労働災害防止協会のマニュアルによると、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め・囲い込みの作業は、次の3種類の作業レベルに分けられます。

- レベル1：発じん性が著しく高い作業
- レベル2：発じん性が高い作業
- レベル3：発じん性が比較的低い作業

## 2 アスベストが使用されている場所

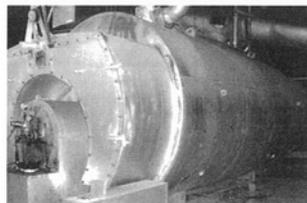
アスベストは保温材、断熱材、耐火被覆材、ガスケット、パッキンなどに使用されています。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラ・配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されています。



### 吹付け材

保温、耐火、耐熱の目的でビルなどの建築工事において吹付け材として利用されます。昭和46～47年頃が最も多く利用されてきました。

(昭和50年に原則禁止)



### ボイラ・配管などの保温材

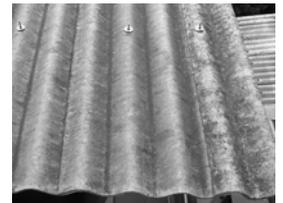
プラント、ボイラなどの工作物の機械・設備・配管では、シール、断熱、保温を目的に石綿含有保温材が使用されます。

[写真：(財)石綿協会]



### スレート材・セメント板などの建材

倉庫などの屋根によく見かける波板や建物の外壁部分などのセメント板。この状態で、アスベストの危険性はありますが、解体する際はアスベストの飛散に十分注意して行う必要があります。



### 3 アスベストの対策

#### 既存施設でのアスベスト使用有無の把握・除去

アスベストによる被害を未然に防ぐためには、まず工場・事業場にアスベストがあるかどうかを把握します。アスベストがある場合は状態を点検し、飛散のおそれがある時は、すぐに除去などの措置を実施する必要があります。

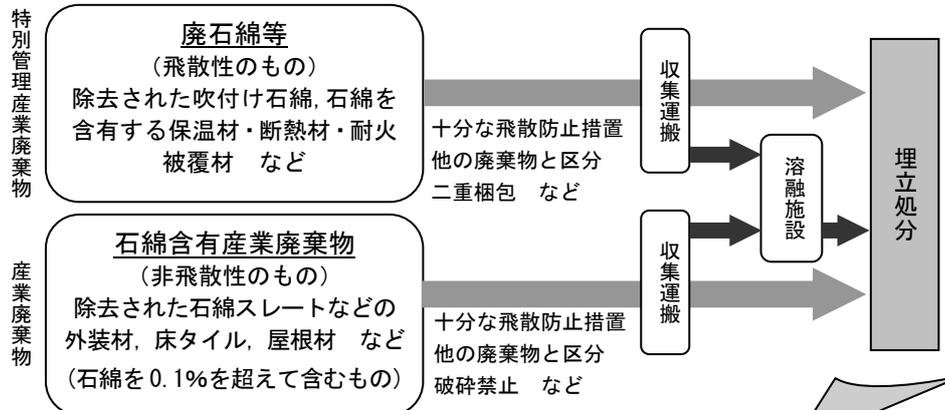
また、増改築時・解体時には、原則、既存建物の石綿等を除去しなければなりません。

#### 解体時等の飛散・ばく露防止

アスベストが使用されている建築物・工作物の改修・解体作業を行うときは、作業者のばく露等防止や周辺地域への飛散を防止してください。そのためには、定められた作業基準等に従い、ばく露・飛散防止措置を講じなければなりません。

#### アスベスト廃棄物の適正処理

解体等によって排出されたアスベストは、廃棄物処理法に基づいて適正処理を行わなければなりません。アスベストを含む産業廃棄物を処理する場合、飛散性等の違いによって種類が区分され、処理基準が異なります。



### 4 アスベストの分析

建築物や工作物にアスベストが使用されているかどうか確認するには、設計図書での確認や施工業者等への問い合わせ、分析調査などの方法があります。分析調査の詳細については、分析機関にお問い合わせください。

機関名	電話番号	所在地	機関名	電話番号	所在地
(財)広島県環境保健協会	082-293-1511	広島市中区	バブ日立工業(株)	0823-21-3353	呉市
東和環境科学(株)	082-255-8080	広島市南区	(株)中国環境分析センター	0846-22-2629	竹原市
(株)エヌ・イーサポート	082-272-9000	広島市西区	(財)中国労働衛生協会	084-941-8402	福山市
MHIソリューションテクノロジー(株)	082-291-2414	広島市西区	(株)日本総合科学	084-981-0181	福山市
中外テクノス(株)	082-295-2237	広島市西区	福山ゼネラルサービス(株)	084-945-3835	福山市
(株)ゲルン環境センター	082-943-5508	広島市佐伯区	(株)アサヒテクノリサーチ	0827-59-1800	大竹市
富士企業(株)	082-923-0188	広島市佐伯区	(株)生体分子計測研究所	082-431-4521	東広島市
ラボテック(株)	082-921-5531	広島市佐伯区	※県内の作業環境測定機関及び計量証明事業所で石綿分析可能機関		

[出典：アスベスト対策ガイド，広島県]

#### ●各種相談窓口

健康相談・環境汚染・廃棄物処理・建築物・建築リサイクル・県有施設に関すること  
 ・ ・ ・ ・ ・ 広島県庁，各地域事務所の各担当課  
 労働災害 ・ ・ ・ ・ ・ 最寄の労働基準監督署